

強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律要綱

（傍線部分は、令和四年十一月一日に施行することとする部分）

第一 電気事業法の一部改正

一 一般送配電事業者による事故の備え及び事故時の措置等

1 一般送配電事業者は、事故により電気の供給に支障が生ずる場合に備え、その支障を速やかに除去するために必要な対策を講じておかなければならないものとし、事故により電気の供給に支障が生じている場合には、その支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わなければならないものとする。

（第二十六条の二関係）

2 一般送配電事業者は、電気工作物の設置の時期、耐用年数等の事項を記載した台帳を作成し、その台帳の内容を踏まえ、電気工作物を計画的に更新しなければならないものとする。

（第二十六条の三関係）

3 経済産業大臣は、一般送配電事業者が1又は2に違反していると認めるときは、当該一般送配電事

業者に對し、事業の運営の改善に必要な措置をとることを命ずることが出来るものとする。

(第二十七条第一項関係)

二 電気事業者及び発電用の自家用電気工作物を設置する者は、電気の供給等に当たり、電気事業の総合的かつ合理的な発達に資するように、相互に協調しなければならないものとする。

(第二十八条関係)

三 広域的運営推進機関(以下「推進機関」という。)の業務

1 推進機関の業務に、四の1の広域系統整備計画の策定等を追加するものとする。

2 推進機関は、災害等による被害からの復旧に関する費用の一部に充てるための交付金を交付することが出来るものとする。

3 推進機関は、業務の実施に当たり、エネルギー基本計画その他のエネルギーの需給に関する施策の内容について配慮しなければならないものとする。

(第二十八条の四十関係)

四 広域系統整備計画

1 推進機関は、電気事業の広域的運営を推進するために特に必要な電線路その他の変電用、送電用及

び配電用の電気工作物の整備及び更新に関する計画（以下「広域系統整備計画」という。）を策定し、経済産業大臣に届け出なければならないものとする。

- 2 経済産業大臣は、届出のあった広域系統整備計画が、電気の需給の状況及びその見通しに照らし必要かつ適切と認められること等に適合しないと認めるときは、相当の期限を定め、当該広域系統整備計画を変更すべきことを命ずることができるものとする。

（第二十八条の四十七関係）

五 災害時連携計画

- 1 一般送配電事業者は、共同して、災害等による事故により電気の安定供給の確保に支障が生ずる場合に備えるための一般送配電事業者相互の連携に関する計画（以下「災害時連携計画」という。）を作成し、推進機関を経由して経済産業大臣に届け出なければならないものとする。

（第三十三条の二第一項関係）

- 2 災害時連携計画においては、電源車の派遣に関する事項及び電気工作物の仕様の共通化に関する事項等を定めるものとする。

（第三十三条の二第二項関係）

- 3 経済産業大臣は、災害時連携計画の内容が、その供給区域における電気の安定供給を確保するため

に必要なかつ適切なものであること等に適合しないと認めるときは、一般送配電事業者に対し、災害時連携計画を変更すべきことを勧告することができるとし、一般送配電事業者が、正当な理由がなく、災害時連携計画を実施していないため、電気の安定供給の確保に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該一般送配電事業者に対し、当該災害時連携計画を実施すべきことを勧告することができるものとすること。

（第三十三条の二第四項及び第五項関係）

六 燃料調達の要請

経済産業大臣は、電気の安定供給の確保に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、発電用燃料の調達が特に必要であり、かつ、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構以外の者による調達を困難とする特別の事情があると認めるときは、同機構に対し、発電用燃料の調達を要請することができるものとすること。

（第三十三条の三関係）

七 情報の提供の求め

経済産業大臣は、電気の安定供給の確保に支障が生ずることにより、国民の生命等に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある緊急の事態への対処又はその発生の防止のため必要があると認める場合に

は、一般送配電事業者に対し、関係行政機関又は地方公共団体の長に対して必要な情報を提供すること
を求めることができるものとし、一般送配電事業者は、正当な理由がない限り、速やかに、その求めに
応じなければならないものとする。こと。
(第三十四条第一項及び第二項関係)

八 地域間売買取引の決済に係る利益の納付

卸電力取引所は、推進機関に対し、翌日市場における地域間の売買取引の決済に係る収入からその決
済に要する費用を控除した金額を納付するものとする。こと。
(第九十九条の八関係)

九 報告の徴収

経済産業大臣による報告徴収の対象に、小出力発電設備の所有者等を追加すること。

(第百六条第六項及び第七項関係)

十 立入検査

1 経済産業大臣による立入検査の対象に、自家用電気工作物の保守点検を行った事業者及び居住の用
に供されている小出力発電設備の設置の場所を追加すること。ただし、居住の用に供されている小出
力発電設備の設置の場所に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければな

らないものとする。

（第一百七条第四項及び第五項関係）

2 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、独立行政法人製品評価技術基盤機構に、立入検査を行わせることができるものとする。

（第一百七条第十四項、第十五項及び第一百七条の二関係）

第二 電気事業法の一部改正

一 定義

1 この法律において「離島等」とは、離島（その区域内において自らが維持し、及び運用する電線路が自らが維持し、及び運用する主要な電線路（以下「主要電線路」という。）と電氣的に接続されていない離島として経済産業省令で定めるものに限る。）及び三の指定区域をいうものとする。

（第二条第一項第八号イ関係）

2 この法律において「配電事業」とは、自らが維持し、及び運用する配電用の電気工作物によりその供給区域において託送供給及び電力量調整供給を行う事業であつて、その事業の用に供する配電用の電気工作物が経済産業省令で定める要件に該当するものをいうものとする。

（第二条第一項第十一号の二関係）

3 この法律において「特定卸供給」とは、発電用又は蓄電用の電気工作物を維持し、及び運用する他の者に対して発電又は放電を指示する方法等により電気の供給能力を有する者から集約した電気を、小売電気事業等の用に供するための電気として供給することをいうものとする。

（第二条第一項第十五号の二関係）

4 この法律において「特定卸供給事業」とは、特定卸供給を行う事業であつて、その供給能力が経済産業省令で定める要件に該当するものをいうものとする。

（第二条第一項第十五号の三関係）

5 この法律における「電気事業」の定義に、配電事業及び特定卸供給事業を追加すること。

（第二条第一項第十六号関係）

二 託送供給等の業務に係る収入の見通し及び託送供給等約款

1 一般送配電事業者は、経済産業省令で定める期間ごとに、託送供給等の料金の算定の基礎とするため、その業務を能率的かつ適正に運営するために通常必要と見込まれる収入（以下「収入の見通し」という。）を算定し、経済産業大臣の承認を受けなければならないものとする。

（第十七条の二第一項関係）

2 | 経済産業大臣は、収入の見通しの算定に資するため、託送供給等の業務に係る適正な原価及び物価その他の社会的経済的事情を勘案し、必要な指針を定め、これを公表するものとする。

(第十七条の二第二項関係)

3 | 一般送配電事業者は、その供給区域における託送供給等に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定める期間ごとに、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならないものとする。

(第十八条第一項関係)

4 | 経済産業大臣は、3の認可の申請が、料金が1の承認を受けた収入の見通しを超えない額の収入をその算定の基礎とするものであること等に適合していると認めるときは、3の認可をしなければならないものとする。

(第十八条第三項関係)

三 指定区域の指定

経済産業大臣は、主要電線路から独立して電線路を維持し、及び運用することが、一般送配電事業の効率的な運営に資すること並びに電気の安定供給を阻害するおそれがないことに適合すると認められる区域を、指定区域として指定することができるものとする。

(第二十条の二第一項関係)

四 一般送配電事業者は、託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た他の電気供給事業者に関する情報及び電気の利用者に関する情報（電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない情報として経済産業省令で定めるものを除く。）を当該業務並びに再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー電気特措法」という。）第二条第五項又は第二条の七第一項に規定する特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気特措法第二条第一項に規定する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならないものとする。

（第二十三条第一項第一号関係）

五 配電事業

1 配電事業を営もうとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならないものとする。

（第二十七条の十二の二関係）

2 経済産業大臣は、許可の申請が、その配電事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること等に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならないものとする。

（第二十七条の十二の四関係）

3 配電事業者は、正当な理由がなければ、その供給区域における託送供給及び電力量調整供給（以下「託送供給等」という。）を拒んではならないものとする。

（第二十七条の十二の十第一項及び第二項関係）

4 配電事業者は、発電用の電気工作物を維持し、及び運用し、又は維持し、及び運用しようとする者から、当該発電用の電気工作物と当該配電事業者が維持し、及び運用する電線路とを電氣的に接続することを求められたときは、正当な理由がなければ、当該接続を拒んではならないものとする。

（第二十七条の十二の十第三項関係）

5 配電事業者は、その供給区域における託送供給等に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款を定め、経済産業大臣に届け出なければならないものとする。

（第二十七条の十二の十一第一項関係）

6 経済産業大臣は、5の届出に係る託送供給等約款に定められた料金が、配電事業者の供給区域をその供給区域の一部とする一般送配電事業者の託送供給等に係る料金に比較して適正な水準であること等に該当しないと認めるときは、当該配電事業者に対し、相当の期限を定め、その託送供給等約款を

変更すべきことを命ずることが出来るものとする。

（第二十七条の十二の十一第三項関係）

7 配電事業者は、一般送配電事業者等から譲り受け、又は借り受けた電気工作物を配電事業の用に供しようとするときは、一般送配電事業者等と共同して、業務の引継ぎに関する計画を作成し、経済産業大臣の承認を受けなければならないものとし、経済産業大臣は、託送供給等の業務の円滑な引継ぎを確保するために必要があると認めるときは、当該計画の変更を命ずることが出来るものとし、経済産業大臣は、配電事業者等が、正当な理由がなく、承認を受けた引継計画を実施していないため、電気の利用者の利益を阻害し、又は阻害するおそれがあると認めるときは、当該配電事業者等に対し、当該引継計画を実施すべきことを勧告することが出来るものとする。

（第二十七条の十二の十二第一項、第四項及び第五項関係）

8 一般送配電事業者に対する兼業の制限等（第二十二條の二）、供給する電気の電圧及び周波数の値を維持する義務（第二十六條第一項）、事故の備え及び事故時の措置（第二十六條の二）、電気工作物の台帳の作成等（第二十六條の三）並びに業務改善命令（第二十七條第一項）等に関する規定を準用するものとする。

（第二十七条の十二の十三関係）

六 特定卸供給事業

1 特定卸供給事業を営もうとする者は、電気の供給能力を有する者から電気を集約する方法等の事項を経済産業大臣に届け出なければならないものとし、その届出をした者は、その届出が受理された日から三十日を経過した後でなければ、特定卸供給事業を開始してはならないものすること。

（第二十七条の三十第一項及び第三項関係）

2 経済産業大臣は、届出者が特定卸供給事業を開始することにより電気の使用者の利益の保護又は一般送配電事業者若しくは配電事業者の電気の供給に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該届出者に対し、その届出を受理した日から三十日以内に限り、その届出の内容を変更し、又は中止すべきことを命ずることができるとすること。

（第二十七条の三十第五項関係）

3 特定卸供給事業者は、一般送配電事業者又は配電事業者に、特定卸供給によりその一般送配電事業又は配電事業の用に供するための電気を供給することを約しているときは、正当な理由がなければ、特定卸供給を拒んではならないものとする。

（第二十七条の三十一関係）

4 小売電気事業者に対する業務改善命令（第二条の十七第一項）の規定を準用するものとする。

(第二十七条の三十二において準用する第二条の十七第一項関係)

七 推進機関の業務追加等

推進機関の業務に再生可能エネルギー電気特措法の規定による供給促進交付金、調整交付金及び系統設置交付金の交付、納付金の徴収及び解体等積立金の管理を行う業務を追加し、同法の規定による入札を実施することができるとともに、推進機関は、経済産業大臣の認可を受けて、金融機関その他の者から資金の借入れをし、又は広域的運営推進機関債の発行ができるものとする。

(第二十八条の四十第一項及び第二項並びに第二十八条の五十二関係)

八 電気使用者情報の利用及び提供

1 一般送配電事業者等は、認定電気使用者情報利用者等協会に対し、電気の利用者に関する情報（以下「電気使用者情報」という。）を提供することができることとし、この規定は、電気使用者情報の提供を制限する他の法律の規定の適用を妨げるものではないものとする。

(第三十七条の三関係)

2 経済産業大臣は、電気使用者情報を利用しようとする者並びに電気使用者情報を提供しようとする

一般送配電事業者等（以下「電気使用者情報利用者等」という。）が設立した一般社団法人であつて、3の業務（以下「情報利用等適正化業務」という。）を適確に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有するものであること等の基準に適合すると認められるものを、その申請により、情報利用等適正化業務を行う者として認定することができるものとする。 （第三十七条の四関係）

3 認定電気使用者情報利用者等協会は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 一般送配電事業者等が1により提供した電気使用者情報を会員に提供する業務
- (2) 会員が電気使用者情報を利用及び提供するに当たり、この法律その他の法令の規定及び(4)の規則を遵守させるための会員に対する指導、勧告その他の業務

- (3) 会員の行う電気使用者情報の利用及び提供の適正化を図るために必要な指導、勧告その他の業務
- (4) 会員の行う電気使用者情報の利用及び提供の適正化並びにその取り扱う情報の適正な取扱い及び安全な管理のために必要な規則の制定

- (5) 会員のこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは処分又は(4)の規則の遵守の状況の調査
- (6) 会員の行う電気使用者情報の利用及び提供の適正化を図るために必要な情報の収集、整理及び提

供

(7) 電気使用者情報の利用及び提供に関する電気供給事業者及び電気の利用者からの苦情の処理

(8) 電気の利用者に対する広報

(9) (1)から(8)までの業務に附帯する業務

(10) (1)から(9)までの業務のほか、電気使用者情報の利用及び提供に関し、電気供給事業者間の適正な

競争関係の確保に資する業務

(第三十七条の五関係)

4 認定電気使用者情報利用者等協会は、電気供給事業者及び電気の利用者から会員の行う電気使用者情報の利用及び提供に関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該会員に対しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならないものとする。

(第三十七条の七関係)

5 認定電気使用者情報利用者等協会の会員は、他の会員が行った電気使用者情報の利用及び提供に関し、電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するために必要な情報として経済産業省令で定めるものを取得したときは、これを認定電気使用者情報利用者等協会に報告しなければならないものとする。

こと。

（第三十七条の八関係）

6 経済産業大臣は、情報利用等適正化業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、認定電気使用者情報利用者等協会に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができるとし、情報利用等適正化業務の運営がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、認定電気使用者情報利用者等協会の認定を取り消し、又は情報利用等適正化業務の停止を命ずることができるものとする。

（第三十七条の十一関係）

九 特定計量の届出

電力の取引又は証明における法定計量単位による計量であつて、その適正を確保することが特に必要なものとして経済産業省令で定めるもの（以下「特定計量」という。）をする者は、あらかじめ、特定計量の適正を確保するための措置の内容等の事項を経済産業大臣に届け出なければならないものとし、届出を行った者は、経済産業省令で定める基準に従つて、特定計量をしなければならないものとする。この場合、特定計量に使用される電気計器については、計量法第十六条第一項及び第四十条から第四十八条までの規定は適用しないものとする。

（第百三条の二関係）

第三 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部改正

一 題名

題名を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に改めること。（題名関係）

二 目的

この法律は、再生可能エネルギー電気の市場取引等による供給を促進するための交付金その他の特別の措置を講ずることにより、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用を促進することを目的とすること。

（第一条関係）

三 市場取引等による再生可能エネルギー電気の供給

1 経済産業大臣は、経済産業省令で定める再生可能エネルギー発電設備の区分、設置の形態及び規模（以下「再生可能エネルギー発電設備の区分等」という。）のうち、卸電力取引市場における売買取引又は小売電気事業者等への電力の卸取引（以下「市場取引等」という。）による再生可能エネルギー電気の供給を促進することが適当と認められるもの（以下「交付対象区分等」という。）を定めることができるものとする。

（第二条の二第一項関係）

2 認定事業者は、交付対象区分等に該当する認定発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を市場取引等により供給するときは、当該供給に要する費用を当該供給に係る期間にわたり回収するための交付金（以下「供給促進交付金」という。）の交付を受けることができるものとする。

（第二条の二第二項関係）

3 供給促進交付金の交付に関する業務は、推進機関が行うものとする。

（第二条の二第三項関係）

4 経済産業大臣は、毎年度、当該年度の開始前に、交付対象区分等のうち、五の1の規定による指定をしたものの以外のごとに、再生可能エネルギー電気の供給を安定的に行うことを可能とする当該再生可能エネルギー電気の一キロワット時当たりの価格（以下「基準価格」という。）及び供給促進交付金を認定事業者に交付する期間（以下「交付期間」という。）を定めなければならないものとする。

（第二条の三第一項関係）

5 基準価格は、当該交付対象区分等における再生可能エネルギー電気の供給が効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用等を基礎とし、価格目標等及び適正な利潤その他の事情を勘案して

定めるものとし、経済産業大臣は、必要があると認めるときは、当該年度の翌年度以降に定めるべき基準価格等を当該年度に併せて定めることができるものとする。

（第二条の三第二項及び第三項関係）

6 交付期間は、再生可能エネルギー電気の供給の開始の時から、その供給の開始後最初に行われる再生可能エネルギー発電設備の重要な部分の更新の時までの標準的な期間を勘案して定めるものとする。

（第二条の三第五項関係）

7 供給促進交付金の額は、経済産業省令で定める期間ごとに、認定事業者が、市場取引等により供給した再生可能エネルギー電気の量に、供給促進交付金単価を乗じて得た額を基礎として経済産業省令で定める方法により算定した額とすること。

（第二条の四第一項関係）

8 供給促進交付金単価は、基準価格の額から、経済産業省令で定める期間中に卸電力取引市場において行われた売買取引における平均価格を基礎として、季節又は時間帯による再生可能エネルギー電気の供給の変動等を勘案し、算定した額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とすること。

（第二条の四第二項関係）

9 認定事業者は、自らの責めに帰することができない事由により交付期間中に市場取引等により再生可能エネルギー電気の供給を行うことに支障が生じた場合において、電気事業者に対し、一時的に再生可能エネルギー電気を供給することを約し、電気事業者が経済産業省令で定める方法により算定した価格により再生可能エネルギー電気を調達することを約する契約（以下「一時調達契約」という。）の申込みをすることができるものとする。

（第二条の七第一項関係）

四 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達

経済産業大臣は、再生可能エネルギー発電設備の区分等のうち、これに該当する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気について、当該再生可能エネルギー発電設備の規模その他の事由により、その利用を促進するために、電気事業者があらかじめ定められた価格、期間その他の条件に基づき当該再生可能エネルギー電気を調達することが適当と認められるもの（以下「特定調達対象区分等」という。）を定めることができるものとする。

（第三条第一項関係）

五 入札の実施等

1 経済産業大臣は、交付対象区分等又は特定調達対象区分等のうち、供給価格の額についての入札に

より再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けることができる者を決定することが、再生可能エネルギー電気の利用に伴う電気の使用者の負担の軽減を図る上で有効であると認められるものを指定することができるものとすること。

（第四条第一項関係）

2 経済産業大臣は、推進機関に、入札業務を行わせるものとする。

（第七条第十項及び第八条の二から第八条の八まで関係）

六 再生可能エネルギー発電事業計画の認定等

1 再生可能エネルギー発電設備が十の1に規定する積立対象区分等に該当する場合においては、再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画（以下「再生可能エネルギー発電事業計画」という。）に、当該再生可能エネルギー発電設備の解体及びその解体により生じる廃棄物の撤去その他の処理（以下「解体等」という。）の方法に関する事項を記載しなければならないこととともに、その解体等の方法が適正なものであることを同計画の認定の要件とすること。

（第九条第二項第七号及び同条第四項第六号関係）

2 再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、経済産業大臣の認定を申請する者は、その行おうとす

る再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備が十の1に規定する積立対象区分等に該当する場合には、その申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画に、当該再生可能エネルギー発電設備の解体等に要する費用に充てるために積み立てる金銭の額及びその積立ての方法等の事項を記載することができるとともに、当該事項が再生可能エネルギー発電設備の解体等を適正かつ着実に実施するために必要な基準に適合することを同計画の認定の要件とすること。

（第九条第三項及び同条第四項第七号関係）

七 認定の失効

認定事業者が、経済産業省令で定める期間内に再生可能エネルギー発電事業を開始しなかったときは、再生可能エネルギー発電事業計画の認定については、その効力を失うものとする。

（第十四条関係）

八 認定の取消し事由の追加

経済産業大臣は、再生可能エネルギー発電設備が積立対象区分等に該当する場合には、認定事業者が適切に解体等に要する費用に充てるための積立てをしていないときは、再生可能エネルギー発電

事業計画の認定を取り消すことができるものとする。

（第十五条関係）

九 調整交付金の交付

推進機関は、各電気事業者における特定契約又は一時調達契約に基づく再生可能エネルギー電気の調達に係る費用負担を調整するため、経済産業省令で定める期間ごとに、電気事業者に対して、経済産業省令で定める方法により算定した額の交付金（以下「調整交付金」という。）を交付するものとする。

（第十五条の二及び第十五条の三関係）

十 解体等積立金の積立て

1 経済産業大臣は、交付対象区分等及び特定調達対象区分等のうち、これらに該当する再生可能エネルギー発電設備の解体等の適正かつ着実な実施を図る必要があるもの（以下「積立対象区分等」という。）を指定することができるものとし、積立対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を供給する認定事業者は、解体等に要する費用に充てるための金銭を解体等積立金として推進機関に積み立てなければならないこととする。

（第十五条の六第一項、第二項及び第三項関係）

2 特定契約又は一時調達契約により再生可能エネルギー電気を供給する認定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、特定契約又は一時調達契約を締結した電気事業者を経由して1に規定する積立てを推進機関に行うものとする。

（第十五条の六第四項）

3 解体等積立金の額は、経済産業省令で定める期間ごとに、認定事業者が市場取引等又は特定契約若しくは一時調達契約により供給した再生可能エネルギー電気の量に当該積立対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備の解体等に通常要する費用の額及び再生可能エネルギー電気の供給の見込量を基礎として経済産業大臣が定める再生可能エネルギー電気一キロワット時当たりの額（以下「解体等積立基準額」という。）を乗じて得た額とすることとし、経済産業大臣は、毎年度、当該年度の開始前に、積立対象区分等ごとに、解体等積立基準額を定めなければならないものとする。

（第十五条の七関係）

4 推進機関は、積立対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給する認定事業者に対して供給促進交付金を交付するときは、三の七の経済産業省令で定める方法により算定した額から、3の解体等積立金の額（当該供給促進交付金の額を限度とする。）を

控除するものとし、その控除された額は、解体等積立金として推進機関に積み立てたものとみなすものとする。

(第十五条の八関係)

5 認定事業者又は旧認定事業者若しくはその承継人(以下「認定事業者等」という。)は、認定発電設備等の解体等の実施に要する費用に充てる場合又は解体等積立金を積み立てておく必要がない場合として経済産業省令で定める場合には、当該認定事業者又は旧認定事業者が推進機関に積み立てた解体等積立金の全部又は一部を取り戻すことができるものとする。

(第十五条の九関係)

6 都道府県知事、市町村長その他の認定事業者等以外の者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の法律の規定により再生可能エネルギー発電設備の除去その他の措置を講じた場合において、当該措置が積立対象設備区分等に該当する認定発電設備等の解体等に係るものであるときは、当該認定発電設備に係る認定事業者等及び推進機関にあらかじめ通知した上で、当該措置に要した費用に充てるため、その費用の額の範囲内で、推進機関に積み立てられた解体等積立金を当該認定事業者等に代わって取り戻すことができるものとする。

(第十五条の十関係)

7 六の2に規定する事項が記載された再生可能エネルギー発電事業計画について、認定を受けた認定

事業者は、1から6までの規定にかかわらず、当該事項に従って、解体等に要する費用に充てるための金銭を積み立て、これを解体等の実施に要する費用に充てることができるものとする。

（第十五条の十一関係）

8 積立対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備に係る認定計画について、七の規定により認定の効力が失われたとき又は八の規定により認定が取り消されたときは、当該認定計画に係る旧認定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、当該再生可能エネルギー発電設備の解体等を完了したことについて経済産業大臣の確認を受けなければならないものとし、その場合において、当該旧認定事業者がその確認を受けるまでの間は、当該旧認定事業者は、報告徴収及び立入検査等の規定の適用については、なお認定事業者であるものとみなすものとする。

（第十五条の十二関係）

9 推進機関は、解体等積立金管理業務を行うものとする。

（第十五条の十三から第十五条の十六まで関係）

十一 系統設置交付金の交付等

1 一般送配電事業者等は、変電用又は送電用の電気工作物（以下「系統電気工作物」という。）であ

つて再生可能エネルギー電気の利用の促進に資するものを設置するときは、設置及び維持に要する費用を使用期間にわたり回収するための交付金（以下「系統設置交付金」という。）の交付を受けることができるものとする。

（第二十八条第一項関係）

2 系統設置交付金の交付に関する業務は、推進機関が行うものとする。

（第二十八条第二項関係）

3 系統設置交付金の額は、推進機関に届け出られた費用の額に、設置及び維持に伴い生じる便益のうち再生可能エネルギー電気の利用の促進が占める割合を乗じて得た額とする。

（第二十九条関係）

十二 納付金の徴収

1 推進機関は、供給促進交付金、調整交付金及び系統設置交付金の交付の業務に要する費用に充てるため、経済産業省令で定める期間ごとに、小売電気事業者、一般送配電事業者及び登録特定送配電事業者から、納付金を徴収するものとする。

（第三十一条関係）

2 推進機関は、九の規定により算定した額が零を下回った場合には、経済産業省令で定める期間ごと

に、電気事業者から、その下回った額の納付金を徴収するものとする。 (第三十八条関係)

十三 認定計画の実施状況に関する情報の公表

経済産業大臣は、報告徴収の規定により報告を受けた事項その他この法律の規定により収集した情報を整理して、認定計画の実施の状況に関する情報を公表するものとする。

(第五十二条第六項関係)

第四 独立行政法人製品評価技術基盤機構法の一部改正

独立行政法人製品評価技術基盤機構の業務として、電気事業法第一百七十四条第四項及び第五項の規定による立入検査を追加すること。
(第十一条第二項第四号の二関係)

第五 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部改正

一 業務の範囲

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）の業務について、次の業務を行うことができるものとする。

(第十一条第一項第一号、第三号及び第四号並びに同条第二項第三号関係)

1 海外における可燃性天然ガスの貯蔵並びに海外における金属鉱物の採掘、選鉱及び製錬に必要な資金を供給するための出資

2 海外における可燃性天然ガスの貯蔵並びに海外における金属鉱物の選鉱及び製錬に必要な資金に係る債務の保証

3 海外における可燃性天然ガスの液化及び海外における金属鉱物の採掘等をする権利等の取得

4 第一の六の規定による燃料の調達

二 経理の区分の変更

機構の業務規定の改正に伴い、経理の区分を変更すること。
(第十二条関係)

三 長期借入金等の対象

機構が行う長期借入金等について、海外における可燃性天然ガスの貯蔵及び海外における金属鉱物の採掘等に必要な資金を供給するために必要な資金並びに第一の六の規定による燃料の調達に必要な資金を対象とすること。
(第十四条関係)

みなし小売電気事業者は、電気事業法以外の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応する場合として経済産業省令で定める場合又は一般送配電事業者若しくは配電事業者が託送供給等約款で設定した料金の額の増加に対応する場合には、経済産業省令で定めるところにより、特定小売供給約款で設定した料金等を変更することができるときは、変更をしようとするときは、変更後の特定小売供給約款を経済産業大臣に届け出なければならないものとする。

（附則第十八条関係）

第七 附則

一 この法律の施行期日について必要な規定を設けること。

（附則第一条関係）

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置等について定めること。

（附則第二条から第十二条まで関係）

三 関係法律について所要の改正を行うこと。

（附則第十三条から第三十条まで関係）